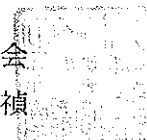


平成22年8月3日

庄内町教育委員会
教育長 池田 定志 殿

庄内町スポーツ振興審議会
会長 齋藤 禎



意見書

八幡スポーツ公園完成後の管理体制等について、当審議会において、平成22年5月26日及び7月15日の2回に亘って審議した結果について、下記の通り意見を申し述べます。

記

1 第二屋内多目的運動場

(1) 管理体制

- ① 一階アリーナについては、既存の多目的運動場同様利用申込みのあった個人または団体にのみ利用させることとし、利用のない時間帯は施錠すること。
- ② 二階のウォーキングスペース、一階の休憩スペース及びトイレについてはウォーキング利用者等が自由に健康づくり等に楽しむことが出来、利用に際し不便をきたさないように常時、開館から閉館まで無料開放し、入口は施錠しないこと。
- ③ 上記②のことから、安全管理体制として、管理人を配置すること。

(2) 使用料

- ① 既存の屋内多目的運動場と料金は同額とすること。ただし、他の施設との比較検討を行うなど現状について精査し、使用料の改正も検討すること。
- ② キャンセルの多発防止のための対策を検討すること。

2 スポーツ公園

(1) 管理体制

- ① スポーツ公園完成後は、総合体育館の夜間及び土日祝日の管理人を現行一人体制から二人体制とすること。
ただし、第二屋内多目的運動場に管理人を置く場合は、その管理人が兼務で定期

的に第二屋内多目的運動場と屋外スポーツ公園の定期巡回等を行うことで対応できるかどうか、第二屋内多目的運動場オープン後の状況を見ながら検討すること。

- ② サッカー場及びソフトボール場については利用申込みのあった個人または団体のみ利用させることとし、利用のない時間帯は施錠すること。

(2) 使用料

本町内にある既存の屋外社会体育施設の使用料の在り方も含め、屋外の社会体育施設全体として使用料の検討を行うこと。

3 八幡スポーツ公園における全体的事項

(1) 休館日

現状においても、総合体育館及び既存の屋内多目的運動場については、第1・3・5月曜日が休館日だが、他の社会体育施設については休館日がないことなども踏まえ、休館日の在り方についても社会体育施設全体として検討すること。

(2) 利用調整

基本は町民優先としながらも、交流人口の増加を図ることも含め、利用調整の在り方を検討すること。